

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に基づく
事後開示書類)

2022 年 6 月 29 日

プレミアグループ株式会社
株式会社ソフトプランナー

2022年6月29日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
オークラプレステージタワー
プレミアグループ株式会社
代表取締役 柴田 洋一

千葉県成田市ウイング土屋256番地
株式会社ソフトプランナー
代表取締役 太田 航

プレミアグループ株式会社（以下「プレミアグループ」といいます。）及び株式会社ソフトプランナー（以下「ソフトプランナー」といいます。）は、2022年5月20日付でプレミアグループ及びソフトプランナーの間で締結した株式交換契約に基づき、2022年6月29日を効力発生日として、プレミアグループを株式交換完全親会社とし、ソフトプランナーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により本株式交換に関して開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2022年6月29日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行ったソフトプランナーの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ソフトプランナーは、会社法第785条第3項の規定により、2022年6月8日に、ソフトプランナーの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるプレミアグループの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定により買取請求を行ったソフトプランナーの株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

ソフトプランナーは新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

ソフトプランナーは会社法第 789 条第 1 項第 3 号に該当しないため、該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

プレミアグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したプレミアグループの株主はおりませんでした。会社法第 796 条の 2 柱書ただし書が適用されるため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

プレミアグループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行い、同条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したプレミアグループの株主はおりませんでした。会社法第 797 条第 1 項ただし書が適用されるため、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

プレミアグループは会社法第 799 条第 3 号に該当しないため、該当事項はございません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、プレミアグループに移転したソフトプランナーの株式の数は 80 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) プレミアグループは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したプレミアグループの株主はおりませんでした。

(2) ソフトプランナーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 6 月 28 日開催の臨時株主総会の決議による承認を得て本株式交換を行いました。

(3) 本株式交換により増加したプレミアグループの資本金及び資本準備金の額は次のとおりです。

① 資本金の額：0 円

② 資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従いプレミアグループが別途定める額

③ 利益準備金の額：0 円

(4) 本株式交換に際して、プレミアグループは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のソフトプランナーの株主（ただし、プレミアグループを除きます。）に対し、その所有するソフトプランナーの株式 1 株に対してプレミアグループの株式 283.75 株の割合をもってプレミアグループの自己株式を割当交付しました。プレミアグループが交付した株式の総数は 22,700 株で

す。

以上